



# 埼玉県報

第229号  
令和3年(2021年)  
7月27日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示（入札課）
- 高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 中川・綾瀬川ブロック河川整備計画の変更（河川砂防課）
- 荒川中流右岸ブロック河川整備計画の変更（河川砂防課）
- 放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 勤務情報管理システム用サーバ機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 令和3年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務委託に伴う告示（交通規制課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（県の巡回検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 県道堀兼根岸線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道越生長沢線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（川越建築安全センター）

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約1,926,000部×9回(8ページ×8回・12ページ×1回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

県民生活部広報課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社毎日新聞首都圏センター 埼玉県川口市緑町8番地24号

5 落札金額

50,698,098円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年4月16日

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所水・食品担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和3年6月4日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

38,412,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年4月9日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十一号

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を令和三年七月十九日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県越谷県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十二号

荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画を令和三年七月十九日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年2月1日（火）から令和9年1月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部交通指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5 埼玉県警察本部交通部交通  
指導課駐車運用係 電話048-832-0110 内線761-374

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月15日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月14日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月15日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年9月15日（水）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年9月8日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和3年8月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of  
Illegal Parking Management System .

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
September 15, 2021 By mail; 5:00 p.m. September 14, 2021 In person;  
10:20 a.m. September 15, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

勤務情報管理システム用サーバ機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年1月1日（土）から令和8年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月15日（水）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月14日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月15日（水）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年9月15日（水）午前10時25分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年9月8日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和3年8月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the  
server of Job control system.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.  
September 15, 2021 By mail; 5:00 p.m. September 14, 2021 In person;  
10:20 a.m. September 15, 2021
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance  
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-  
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を令和三年七月一日から令和四年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 住所

千葉県千葉市花見川区幕張本郷五丁目四番七号

#### 二 名称及び代表者の氏名

サンエス警備保障株式会社

代表取締役 大野 淳史

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年七月二十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
白 岡 市	令和三年九月一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	白岡市役所公用車 駐 車 場
蓮 田 市	令和三年九月二日及び 同月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	蓮田市役所来客駐 車 場
羽 生 市	令和三年九月七日から 同月九日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	羽生市民プラザ一 階搬入口前
行 田 市	令和三年九月十四日か ら同月十六日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	行田市役所西側駐 車 場
北 本 市	令和三年九月二十八日 及び同月二十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	北本市役所市庁舎 前駐 車 場
宮 代 町	令和三年十月十四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	宮代町役場駐 車 場

	加須市			久喜市		幸手市		桶川市	伊奈町
	令和三年十一月四日	令和三年十月二十八日	令和三年十月二十七日	令和三年十月二十六日	令和三年十月二十五日	令和三年十月二十一日 及び二十二日	令和三年十月二十日	令和三年十月十九日	令和三年十月十五日
令和三年十一月五日 午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から午後三時まで								
北川辺総合支所駐 車場	プラザきさい（騎 西総合支所）南側 駐車場	鷲宮西コミュニテ イセンター駐車場	農村センター駐車 場	栗橋文化会館駐車 場	あやめ公園駐車場	幸手市役所来庁者 駐車場	桶川サン・アリー ナ駐車場	桶川市老人福祉セ ンター駐車場	伊奈町役場駐車場

杉戸町			
令和三年十一月十六日	令和三年十一月九日から同月十一日まで	令和三年十一月八日	
午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	
杉戸町役場駐車場	加須市民運動公園駐車場	大利根総合支所駐車場	

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年七月二十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和三年九月一日から同年十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	特定計量器の所在場所
蓮田市	令和三年九月二日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右
羽生市	令和三年九月七日から同年十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右
行田市	令和三年九月十四日から同年十二月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右
北本市	令和三年九月二十八日から同年十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）	同右

杉戸町	加須市	久喜市	幸手市	桶川市	伊奈町	宮代町
令和三年十一月十六日から令和四年二月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十一月四日から令和四年二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月二十五日から令和四年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月二十一日から令和四年一月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月十九日から令和四年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月十五日から令和四年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和三年十月十四日から令和四年一月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和三年七月二十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者 電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和三年九月一日から同年十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
蓮田市	令和三年九月二日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
羽生市	令和三年九月七日から同年十二月六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 堀兼根岸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市柏原字川原三〇八四番七 七地先から同市柏原字石原三一 一六番八地先まで		区 間
一六・六〇〃 二六・五五	一六・六〇〃 五七・九三	敷地の幅員 (メートル)
一六九・〇九		延長 (メートル)
狭山環状有料道路の 料金の徴収期間の満 了を迎え、埼玉県川越 県土整備事務所に帰 属するため。		備 考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越生長沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間郡越生町大字黒山字北ヶ谷戸 六九六番一地先から同郡同町大字 黒山字南山一一八八番四地先まで		区 間
七・五〇〇 一〇・三四	三・九〇〇 七・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・〇〇		延長 (メートル)
		備考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年七月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

第一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和三年七月十 九日	指定の年月日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚百十四 番四十一	指定に係る道路の位置
二十一・三九	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)